

「吉兆くん」のすぐわかる公益認定申請等に係る 証明書の請求の方法

特別出張講座

深草にお住まいの方、こんにちは～。
深草以外にお住まいの方、はじめまして～。

深草地域のマスコットキャラクターの吉兆くんだクィ。

今日は吉兆くんが深草から飛び出して、
『公益認定申請等に係る証明書』
の請求の方法について、説明しちゃうよ。

それでは、張り切って説明しますので、
皆さんついてきてね～。
ゴキッチョー！

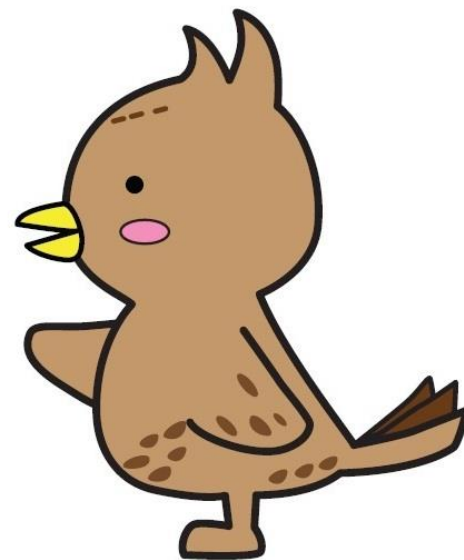
※「クィ」と「ゴキッチョー」は吉兆くんの口ぐせです。
温かく見守ってあげてください。
うずらの鳴き声は「ご吉兆(きっちょう)」と聞こえるからなんだそうです。



深草地域のマスコット
キャラクター
深草うずらの吉兆くん
(特別出張講座中)

- ①公益認定申請等に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③（代理人による申請の場合）本人からの委任状

※法人の登記事項証明書（「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可）



公益認定申請等に係る証明書」の請求には、
これらの書類を用意する必要があるよ。

この証明書は、

「過去3年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。」

を証明するものなんだよ。

なので、過去3年以内に滞納して差押え等の処分を受けていれば、
その後、完納したとしても発行はできないよ。

①公益認定申請等に係る証明請求書

では、書類の作成に取り掛かるクィ。

①の
「公益認定申請等に係る証明請求書」を
用意してみよう。

添付ファイルをクリックして、
A3サイズで拡大印刷、又は
A4サイズで印刷してから、A3サイズに拡大コピー（141%拡大）
してください。

①公益認定申請等
に係る証明請求書



公益認定申請等に係る証明請求書

証明書の 使用目的	公益認定申請書又は事業報告等に係る提出書に添付するため
証明内容	過去3年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。

上記の事項を証明してください。

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

窓口に来られた方 (請求者) 本人確認ができるものを 提示してください。	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号 ()	
納税義務者との関係 <input type="checkbox"/> 本人(代表者本人) <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()		

※代理の方が請求する場合は、法人の代表者印を押印した委任状が必要です。

※法人が請求する場合は、代表者印の押印が必要です。

どなたの証明が 必要ですか (納税義務者等) (上記と同一の場合は、記入 する必要はありません。)	住 所 (所在地)	
	フリガナ	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
		※法人の場合は、代表者印を押印してください 

- ・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✓印
- ・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の□に✓印

京都市使用欄

確認 免許証・マイナンバーカード・保険証・ 社員証・その他() No. ()

課 長	係 長	係 員

証明書の納税義務者等欄にも住所・氏名を記入してください

請求書の書き方だクィ。



証明請求書の左半分、
請求書の枠で囲った部分を
記入から始めちゃうよ。

上記の事項を証明してください。

令和 6 年 2 月 26 日

(宛先) 京都市長

窓口に来られた方 (請求者) 本人確認ができるものを 提示してください。	住 所	京都市中京区上本能寺町488番地
	フリガナ	オイケ ハナコ
	氏 名	御池 花子
	連絡先電話番号	075 (213) 5200
	納税義務者との関係	<input type="checkbox"/> 本人(代表者本人) <input checked="" type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()

※代理の方が請求する場合は、法人の代表者印を押印した委任状が必要です。

※法人が請求する場合は、代表者印の押印が必要です。

ここでは、請求者、つまり窓口に来られる方の情報を
記入するんだよ。

住所には、法人の所在地ではなく、
窓口に来られた方の住所を記入してね。
氏名にも、窓口に来られた方、
例えば法人の従業員等の方が来られたら、
従業員等の方の氏名、連絡先を記入し、納税義務者との関係
の該当するところにチェックを入れてね。

請求される方の
情報を記入するよ。



どなたの証明が必要ですか (納税義務者等) (上記と同一の場合は、記入する必要はありません。)	住所 (所在地)	京都市中京区虎屋町566番地の1
	フリガナ	コウエキシャダンホウジン キョウトマルハツシンコウキョウカイ ヤマダ タロウ
	氏名 (名称及び代表者氏名)	公益社団法人 京都〇×振興協会 代表理事 山田 太郎

※法人の場合は、代表者印を押印してください



- ・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の口に✓印
- ・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の口に✓印

証明する法人の情報を記入するよ。



ここでは、証明書が必要な方、つまり法人の情報を記入するよ。

法人の所在地、法人の名称と代表者名を記入して、代表者印を押印してね。

これで左半分の請求書の部分は完成、続いて右半分の証明書の部分を記入するクィ。

公益認定申請等に係る証明書

納税義務者等	住所 (所在地)	京都市中京区虎屋町566番地の1
	氏名 (名称及び代表者名)	公益社団法人 京都〇×振興協会 代表理事 山田 太郎

証明する対象である
納税義務者(法人)の
住所と氏名を書くよ。

こちらの右半分が証明書になりますので、
納税義務者、つまりもう一回、法人の
所在地、名称及び代表者名を記入します。

これで「公益認定申請等に係る証明書」の
記入は完成だよ。

ね？吉兆くんの説明のおかげで、とても簡単だったでしょ。

でも、窓口に行くのはちょっと待ってクイ。

証明書の発行には、まだ必要な書類があるんだよ。



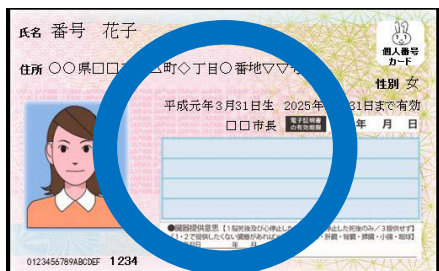
②本人確認書類

本人確認書類は
運転免許証や健康保険証等のことだよ。
マイナンバーカードも、もちろん使えるクィ。
でも通知カードは本人確認書類ではないので
使えないんだよ。

従業員等の方が請求する場合は、
従業員等の方の本人確認書類が必要なんだクィ。
窓口に来られた方の本人確認書類が必要ってことだよ。

代理人の場合は、代理人の本人確認書類が必要だクィ。

本人確認書類も
持参してね。



マイナンバーカード表面
○ 本人確認書類です



通知カード
× 本人確認書類では
ありません

③(代理人による申請の場合)本人からの委任状

代理人が請求するなら
委任状を
必要なら用意しましょう。

③委任状

代表者、従業員等以外の方が請求するなら、
委任状が必要になるクィ。

法人からの委任の場合、委任状に代表者印の押印が必要だよ。
請求書に代表者印の押印は不要だクィ。

委任状は特に決まった書式はないですけど、
良ければ見本をどうぞ～。

では最後の必要書類、
法人の登記事項証明書について
説明しますよ～。



※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」を京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要(写しでも可))

京都市市税事務所に「法人等設立・解散・変更届出書」を提出していない法人の方は、法人の登記事項証明書を用意してください。

収益事業を行わない公益社団法人又は公益財団法人は、京都市市税事務所に「法人等設立・解散・変更届出書」を提出する必要はないですよ。

もし収益事業があるようでしたら、「法人等設立・解散・変更届出書」の提出と法人市民税の申告をお願いします。

法人の登記事項証明書を用意しましょう
(「法人等設立・解散・変更届出書」を京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ)。



- ①公益認定申請等に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③（代理人による申請の場合）本人からの委任状

※法人の登記事項証明書（「法人等設立・解散・変更届出書」を
京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可）

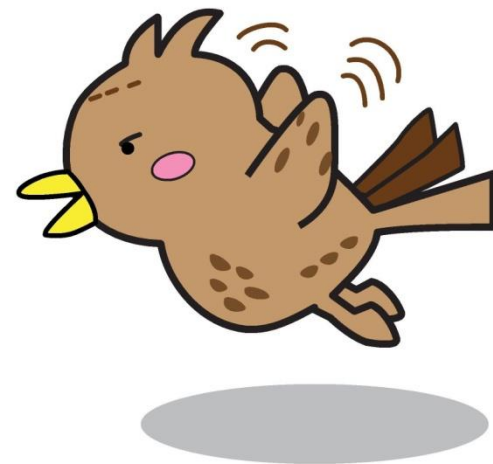
では、上記の必要書類を持って、
発行窓口に行こう。

この証明書の発行窓口は、

軽自動車税事務所（分室）
（〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町
566番地の1 井門明治安田生命ビル5階） だクィ。

平日の8時45分から17時00分まで証明書を交付できるクィ。
手数料は1通400円だクィ。

発行窓口はどこ？
何時まで？
手数料はいくら？





書類の作成、お疲れさまでした。

『「吉兆くん」のすぐわかる公益認定申請等に係る証明書の請求の方法
特別出張講座』でした。

吉兆くん、今日は税金の証明書について、説明しちゃったけど、
普段は深草にいるよ。深草にも遊びに来てね～。
ゴキッチョー！